

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成18年9月19日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：40件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	1・2号機超高压開閉所内の空気配管点検時、1系側自動給気弁（13-1）下部フランジ部よりエアリークが認められたため、当該フランジ部を修理	D	
2	1号機	復水脱塩装置硫酸及び苛性タンクにおいて、上部マンホール入口足場に腐食が認められたため、当該足場を点検・修理	D	
3	2号機	苛性タンクレベル計の点検時、レベル計取付フランジ部に錆及び腐食が認められたため、当該部を修理	D	
4	2号機	タービンランド蒸気系蒸発器入口蒸気圧力調整弁（PCV-51-201）の点検時、減圧弁ベント孔よりエアリークが認められたため、当該弁を修理	D	
5	2号機	タービンランド蒸気系蒸発器圧力調整弁（PCV-51-217-1）の点検時、減圧弁ベント孔よりエアリークが認められたため、当該弁を修理	D	
6	2号機	タービンランド蒸気系蒸発器圧力調整弁（PCV-51-217-2）の点検時、減圧弁ベント孔よりエアリークが認められたため、当該弁を修理	D	
7	2号機	タービンランド蒸気系蒸発器水位調整弁の点検時、減圧弁ベント孔よりエアリークが認められたため、当該弁を修理	D	
8	2号機	タービンランド蒸気系蒸発器水位調整弁の点検時、ミニチュア弁よりエアリークが認められたため、当該弁を修理	D	
9	2号機	給水加熱器（2C）ドレン水位調整弁等の点検時、減圧弁よりエアリーク（3台）が認められたため、当該弁を修理	D	
10	2号機	所内変圧器制御盤抵抗器（2A・2B）の点検時、絶縁抵抗の低下が認められたため、当該計器を修理	D	
11	2号機	電動駆動原子炉給水ポンプ（B）シール水温度調整弁等の点検時、ポジションの豆ゲージに動作不良（2台）が認められたため、当該ゲージを修理	D	
12	2号機	復水再循環流量調整弁等の点検時、減圧弁よりエアリーク（3台）が認められたため、当該弁を修理	D	
13	2号機	非常用ディーゼル発電機（2B）補機冷却系空気冷却器用減速機（A-1）の点検時、カップリング止めビスの破損が認められたため、対応検討	D	
14	2号機	廃棄物処理系廃液サンプルポンプ廻りにおいて、グレーチングの破損が認められたため、グレーチングを点検・修理	D	
15	3号機	待機中の電動駆動原子炉給水ポンプ（B）軸受振動計において、指示変動が認められたため、当該計器を点検・修理	D	
16	4号機	換気空調系常用冷却系サージタンク積算計において、カウント不良が認められたため、当該積算計を点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
17	5号機	原子炉給水ポンプ用シール水ポンプ（B）入口圧力指示計の点検時、テスト弁のハンドルに不具合（空廻り）が認められたため、当該弁を修理	D	
18	5号機	復水器（A・B・C）ゴム伸縮継手シール水位レベルスイッチの点検時、動作不良が認められたため、当該レベルスイッチを修理	D	
19	5号機	中央制御室換気空調系ブースタ排風機（C）の電動機点検時、キー溝とキーこう配に不整合が認められたため、キー溝を修理及びキーを交換	D	
20	5号機	非常用ディーゼル発電機（5B）空気圧縮機（D）用アンローダ電磁弁の点検時、排気孔よりエアリークが認められたため、当該弁を修理	D	
21	5号機	タービン建屋換気空調系冷却装置冷水ポンプ（C）において、グラウンドリーク水道配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
22	5号機	廃棄物地下貯蔵設備廃液スラッジ貯蔵タンクレベル記録計において、指示不良（ハンチング）が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
23	5号機	低圧復水ポンプエリア換気空調系局所空調機において、フィルタに詰まりが認められたため、当該フィルタを交換	D	
24	5号機	計装用空気系空気圧縮機（A）アフタクーラの気密試験時、遊動側管板とチューブの嵌合部よりリーク（微量：14本）が認められたため、当該部を修理	D	
25	5号機	タービン建屋試料採取盤内弁において、ハンドル押さえ金具の外れ（2箇所）が認められたため、当該金具を取付け	D	
26	5号機	タービン建屋サンプル循環ラック内弁において、ハンドル押さえ金具の外れが認められたため、当該金具を取付け	D	
27	5号機	燃料装荷中において、「つかみ具LS異常」の警報が発生したため、当該部を点検・修理	D	
28	6号機	廃液濃縮器（A）缶水サンプリングラインにおいて、配管エルボ部にリーク（1滴/5秒）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
29	6号機	復水器ホットウェルレベル記録計において、スライドワイヤ（青ペン）の外れが認められたため、当該部を修理	D	
30	6号機	所内ボイラ用缶水ヒドラジン注入ポンプにおいて、停止押しボタンカバーの破損が認められたため、当該カバーを点検・修理	D	
31	6号機	タービン建屋北側給気ファン室において、検出器不良による火災報知器の誤動作が認められたため、検出器を交換	D	
32	6号機	中央制御室パネル（CP-32）において、「東側屋外トレンチ（油、ストーム処理建屋側）」の漏えい警報が発生したため、対応検討	D	
33	6号機	タービン駆動原子炉給水ポンプ（A・B）軸受油フィルタにおいて、上蓋フランジ部に油のにじみ（4箇所）が認められたため、当該フランジ部を点検・修理	D	
34	6号機	廃棄物処理建屋1階ドラム缶移動操作パネルにおいて、冷却ファンに異音が認められたため、当該ファンを点検・修理	D	
35	集中環境施設	高温焼却炉設備排ガスフィルタ（B）差圧計の点検時、計器精度外が認められたため、当該計器を修理	D	
36	集中環境施設	高温焼却炉排気筒放射線モニタ除湿器において、冷凍機能の低下が認められたため、当該除湿器を点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
37	集中環境施設	補機冷却水系冷却水サージタンク入口ストレーナ差圧計において、指示不良（オーバースケール）が認められたため、当該計器を点検・校正	D	
38	集中環境施設	計装用空気系計装用空気圧縮機（A・B）定例試験時、自動起動圧力値の逸脱が認められたため、当該圧力計及び圧カスイッチを点検・修理	D	
39	集中環境施設	高温焼却設備廃棄物仮置コンベア（B）において、駆動部に詰まりが認められたため、当該部を点検・清掃	D	
40	その他	大型乾式キャスク（1B）の蓋間圧力測定系（1系統）において、指示不良（ハンチング）が認められたため、当該圧力測定系を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEA4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで